

日御碕神社本『出雲国風土記』と堀杏庵

高橋 周

はじめに

日御碕神社本『出雲国風土記』（以下、日御碕神社本）は、その奥書から尾張藩初代藩主・徳川義直が寛永十一年（一六三四）に寄進した写本と分かる。^① 廣岡義隆氏が「この献辞は蓬左文庫本と日御碕本の関係を如実に示す。即ち、親本・子本の関係がここに明らかである」と見るように、その親本は義直の旧蔵本・蓬左文庫本とする見解が通説となっている。島根県古代文化センター編『出雲国風土記―校訂・注釈編―』掲載の拙稿においても廣岡氏の見解に従った。^④

しかし、抑も親本・子本の関係は奥書に明示されることが前提となるのであって、体裁や本文異同が近似したり、同一人が所持し書写に関わったりするなど、写本をめぐる状況的な側面のみで判断するのは危うさを伴う。

そういう点で、日御碕神社本の奥書を見ると、蓬左文庫本との関係は明示されていないのである。その上、廣岡氏も日御碕神社本は蓬左文庫本の透き写しや模写臨模本ではないとするように、^⑤ 両写本の間に相違も認められる。したがって、蓬左文庫本と日御碕神社本の親子関係は確定的な見解ではないと言える。

本稿では、日御碕神社本の親本について、これまで注目されなかった史料を提示し、その書写の背景を明らかにする。それを踏まえて、蓬左文庫本との関係を再考したい。

一、堀杏庵の「風土記」跋文

日御碕神社本を寄進した徳川義直には、元和八年（一六二二）より義直の招聘で儒者・堀杏庵が仕えている。杏庵の著作には漢詩文集『杏陰集』があり、跋文を集成した巻之十一に「書風土記後」と題する次の文が収められている。^⑥

① 日本風土記六十六卷者、奈良朝廷所撰也、星霜殆千年、秘置^二官府^一、不幸而逢^二回祿^一煨燼矣、今見存者出雲国風土記一卷而已、其他片言隻字散^二在諸書^一者、以^レ之為^二本拠^一、以^レ之為^二証明^一、況一国之風儀、物産之殊宜、土壤之肥瘠、山沢之多利、治^二国家^一者不^レ可^レ不^レ知矣。^② 今也、雲州日御碕社僧順式代^二社司^一往^二武都^一、告^二執事^一歎^二靈社之頹敗^一、欲^レ運^二修造之斤風^一者、二十余年、宿願既達、今還^二本国^一、欲^下以^二風土記^一備^中当社靈宝^上者数矣、感^二其志堅^一而写^二一卷^一以与^レ之

（訓点、傍線、丸囲み数字は筆者による）

「書風土記後」の題から、堀杏庵所持本（以下、「堀氏本」）の跋文として記されたと考えられる。^⑦ そして、この跋文が日御碕神社本に関わることは後半部分の傍線部②の内容から明らかである。すなわち、出雲日御碕社の僧順式（慶雄）が社司の代わりに武都（江戸）に行き、幕府の執事（役人）に告げて社殿の退廃を嘆き、修

造の実現を願うこと二十年余りにして、宿願を既に達することができた。今、出雲（本国）に帰るに当たり、風土記を日御碕神社の霊宝に備えたいと何度となく求めたので、その堅い志に感じ一巻を写してこれを与えた、とある。

日御碕神社別当の恵光院慶雄（一五七三～一六五二）は、慶長十二年（一六〇七）から約三〇年間、造営嘆願のため出雲と駿府や江戸との往復を続け、造営の承認を得た。^⑧杵築大社上官・佐草自清の「雑事随筆」^⑨には「寛永十一年甲戌三月十九日於二執権土井大炊頭利勝亭」公方家光公上位ニ被レ優「社僧順式三十年在府之勲勞」、造営之事被レ仰出、順式拝舞」とあり、順式（慶雄）が寛永十一年三月十九日に造営の承認を受けたと分かる。傍線部②の内容は日御碕神社本のかかる寄進の背景と合致している。

興味深いのは、順式（慶雄）が風土記を日御碕神社の霊宝に備えたいと何度となく杵庵に求めたので書写したとあることで、日御碕神社本の寄進は、順式（慶雄）の要請を受けたものであったことが明らかとなる。慶安三年（一六五〇）に慶雄が恵光院所有の尊像類や典籍等をまとめた目録「慶安三年三月三日恵光院常住物目録一冊」^⑩の「神書、歌書等」の項には「一、当国風土記」一巻、尾張国守大納言殿外題奥書御自筆御判被レ遊、慶雄被レ下也、当社重宝也」とあって、日御碕神社本は慶雄へ下賜されたとの記載にも符合すると言えよう。

さらに傍線部②の最後には「写二一巻一以与レ之」とあり、日御碕神社本の親本は右の跋文が付された「堀氏本」であることも明らかとなる。

そして、跋文の前半部分の傍線部①について見ると、次に示す日御碕神社本の奥書と近似することが分かる。

③ 日本風土記六十六巻、今纔

存「出雲国記一冊」而已、是神

国之徴兆也、^④依レ為「当国之霊

物「奉」寄「進」日御碕社「者也」

寛永十一年秋七月日

從二位行権大納言

源朝臣義直（花押）

奥書前半部の傍線部③は、跋文の傍線部①をまとめたものと言える。跋文の内容で興味深いのは、風土記六十六巻は「官府」に秘蔵されていたが火災にあつて灰燼に帰したとあることで、この記述の根拠は判然としないが当時の認識を窺える。

奥書後半部の傍線部④も「当国之霊物」の語が跋文の「当社霊宝」の語と対になり、奥書は跋文に基づいたと見ることができる。つまり、その草稿は杵庵が作成した蓋然性が高いと考えられよう。

二、日御碕神社本と蓬左文庫本の関係

前節では、日御碕神社本の親本は、蓬左文庫本ではなく「堀氏本」であることを明らかにした。それでは、日御碕神社本と蓬左文庫本の関係はどう位置付けられるのであろうか。これに関して注目できるのが、徳川義直の年代記『源敬様御代御記録』（以下、『御記録』）の記事である。寛永十一年七月条に次のように記される。

此月、出雲国日御碕社^江風土記壹冊御奉納有^レ之、日本風土記之内纔出雲国壹冊有^レ之、御奉納二付、再風土記写^{伝与}云々

寛永十一年七月は日御碕神社本の奥書の日付と一致し、この記事はその寄進を指すと見てよい。ここで注意されるのが「再風土記写」とすることである。つまり、日御碕神社本の書写は義直の命による二度目の出雲国風土記の書写と分かる。廣岡氏はこの記事について、蓬左文庫本が買い上げ本などではなく、義直による書写本

の可能性を示す記事としており、そのように捉えてよいと考える。⁽¹²⁾

さらに、「再」字が付くことから、同一の「風土記」を再び書写したと解せる。すなわち、「再風土記写」の「風土記」とは「堀氏本」であり、初めに「堀氏本」を書写したのが蓬左文庫本、二度目が日御碕神社本と理解できるのではなからうか。つまり『御記録』の記事は、蓬左文庫本と日御碕神社本が兄弟本の関係にあることを示唆すると捉えるべきであろう。

ところで、『御記録』から義直の動向を見ると、日御碕神社本は京都で書写されたと考えられる。すなわち、日御碕神社本が奉納された寛永十一年七月、義直は三代將軍徳川家光の代替わりの上洛に随伴して京都にいたのである。

そこで、寛永十一年における義直と杏庵の動向を確認しておきたい。⁽¹³⁾ まず、義直は前年十一月から四月二十八日まで江戸にいたと分かる。同年正月に幕府儒官の林羅山が杏庵の歳旦詩に唱和しており、杏庵も義直に従っていたのであろう。つまり、順式が造営の承認を得た三月には義直と杏庵は江戸にいたのである。その後、義直は五月七日に名古屋城に戻り、七月四日上洛途次の家光を饗応し、同九日に名古屋を出て、同十二日に伏見屋敷に着いている。この間、杏庵は春に京都に邸宅を建て、義直の名古屋帰城後すぐに京都へ向かったと考えられる。杏庵は京都に邸宅を持っており、翌閏七月四日には義直や弟の頼宣・頼房らを自邸で饗応している。

こうした一連の動向や杏庵の「風土記」跋文をふまえると、「堀氏本」は京都の杏庵の自邸にあったと考えられる。杏庵は江戸で順式と書写を約した後、帰京してから準備を進めたのであろう。そして家光・義直の上洛に合わせて奉納（順式への下賜）に至ったのではなからうか。そうすると、順式もこの上洛に随伴したと考えられ、家光による社殿造替と相俟った奉納はより誉れ高いものとなったに違いない。

三、日御碕神社本と蓬左文庫本の本文の検討

それでは、日御碕神社本と蓬左文庫本（以下、「両写本」）が兄弟本の関係とする

ならば、両写本の本文に見られる異同や校正の跡はどのように理解できるであろうか。ここでは、両写本を比較しながら確認したい。

（一）本文異同

本文異同については、両写本とも細川家本・倉野家本と共有する脱字や誤字などが多く認められ、基本的に細川家本・倉野家本と系譜的につながる共通の祖本に由来すると考えられる。⁽¹⁴⁾ 一方で、両写本は細川家本・倉野家本と異なる異同も多く共有する。⁽¹⁵⁾ このことから、両写本には、細川家本・倉野家本とは並列の関係にある共通の祖本があると分かる。ただし、細川家本・倉野家本と異なる異同を見ると、本文を大きく改変するものではなく一字程度の校正が多い。こうした校正は、細川家本・倉野家本と共通する祖本から派生した後に施されたと考えられよう。

日御碕神社本の親本「堀氏本」を所持した堀杏庵は、寛永八年に『春秋左氏伝』の校正や付訓を行い、寛永十三年には『応永記』『万葉集註釈』を書写校正するなど、日御碕神社本の寄進前後にも和漢の書物の書写校正に関わっている。⁽¹⁶⁾ したがって、杏庵が両写本で共通する校正に関わった可能性もあろう。

なお、両写本の特徴に、嶋根郡朝酌促戸条頭注『玉篇』、同郡堀蛸嶋条頭注『本草綱目』の引用及び出雲郡健郡郷条頭注「景行」の書き込みがある。これについては、廣岡氏が指摘するように、『玉篇』は誤写を含み、『本草綱目』は不適切な引用と言える。⁽¹⁷⁾ したがって、これらは和漢の書に通じた杏庵による書き込みではなく、「堀氏本」の親本からの転写と考えられる。写本で祖本からの書き込みが引き継がれるのは珍しくなく、両写本には「○○坎」の体裁を持つ傍書など、細川家本・倉野家本とも共有する古い段階の祖本に由来すると見られる書き込みもある。

また、両写本を兄弟本と捉えると、これまでと異なる解釈ができるのが、蓬左文庫本の意字郡意字河条192「意字河」の「河（川）」字をめぐる校正である。蓬左文庫本では、この字について初め一字下の「源」と誤写したため、これを水消して「川」と加筆している。この処置について、細川家本・倉野家本はここを「河」と

するため、廣岡氏は本来「河」と加筆しなければならないのを誤って「川」と誤写したと指摘する。⁽¹⁸⁾ 日御碕神社本も同じく「川」とするため、廣岡氏は蓬左文庫本に従ったとした。しかし、廣岡氏は蓬左文庫本のこの誤写について「動転の影響」と感情論を根拠にしており、蓬左文庫本が透き写し本であるならば、かかる根拠は尚更不審と言わざるを得ない。つまり、その親本「堀氏本」で既に「川」と校正されていたために、両写本ともこれに従ったと見る方が合理的であろう。

このことは、両写本それぞれに異同があることも証左となろう。兄弟本であれば別々の異同が生じることもあり得るのであり、用字の相違などが生じるのも、そうした関係性が背景にあるのであろう。

(二) 字体・書体の相違

両写本では、本文の同一箇所 of 文字に対して字体・書体を違える場合がある。廣岡氏は蓬左文庫本での「処」字を日御碕神社本で「處」字に改める例を検討し、「比較本(証本)」に拠った校正と結論付けている。⁽¹⁹⁾

本文の「處(処)」字は四九例あり、そのうち、両写本で共通して「處」とするのが二〇例、蓬左文庫本で「処」、日御碕神社本で「處」となるのは少なくとも二一例を数える。一方で共通して「処」とするのも八例ある。特に仁多郡条では、六例全てが「処」である。

一方、蓬左文庫本と細川家本で比較すると、共通して「處」とするのが二〇例あるのに対して、共通して「処」とするのも二六例ある。字が相違するのは三例のみで、いずれも細川家本が「處」、蓬左文庫本は「処」とする。倉野家本はいずれも「処」とすることから、共通の祖本では「処」とした蓋然性が高い。

このように、蓬左文庫本での「處(処)」の用字は細川家本とほぼ一致しており、共通の祖本の用字を残していると言える。つまり、日御碕神社本の書写段階で「處」への統一が図られたと考えられる。仁多郡条の「処」が書き換えられなかった理由

は判然としないが、一郡単位での用字が意識されたのであろうか。

次に「國(国)」字について見る。同字は本文に九六例ある。

まず、蓬左文庫本を見ると、内題と本文冒頭2「國之大體」を除く九四例を「国」とする。これに対して、細川家本では七七例を「國」、一九例を「国」とする。「國」は本文全般に認められ、「国」は出雲郡出雲郷条⁵²⁹割注「如国」が初見で、飯石郡条以降に頻出する。したがって、蓬左文庫本における「國(国)」字は、「国」へ整えられたことが窺える。

一方、日御碕神社本でも、蓬左文庫本と同じく「国」が八四例と多いが、蓬左文庫本での「国」を「國」とする例が一〇例ある。そのうち、六例が意宇郡郡名条に見られる。同条では「國之餘」「國々来々」など「國(国)」字が頻出し、蓬左文庫本は「国」、細川家本は「國」で統一するのに対して、日御碕神社本は「国」と「國」が混在する。また、他は一例が出雲郡伊努郷条⁵³⁴「國引」で、三例はいずれも意宇郡山國郷の表記「山國」(35・104・106)である。

このように「國(国)」字を見ると、蓬左文庫本では「国」へ用字が整えられたことが窺え、両写本が親子関係ならば、日御碕神社本の書写時に「国」の一部が「國」へ再び書き直されたことになる。その点で「山國」への変換に一貫性はあるが、意宇郡郡名条の用字に規則性は見出せない。親本で齊一的に「国」とされるのを、部分的に「國」へ書き換えることがあり得るのだろうか。むしろ、日御碕神社本は親本のまま書写したと見るべきではなからうか。

「處(処)」、「國(国)」の用字例を見ると、両写本それぞれの書写段階で調整が行われたと考えられる。用字の相違は、両写本の間で「佐」「北」「門」「風」「宿」など少なくとも二五字以上の例があり、必ずしも「處(処)」に限らない。さらに、一つの文字で字体・書体が混在させるものも多い。かかる傾向を見ても、両写本は親子関係ではなく、兄弟関係とした方が理解しやすいだろう。

表 1 日御碕神社本とその後継本との校異表

	行番号	郡名	条名	細川家本 (1597校)	蓬左文庫本	日御碕神社本 (1634)	榊原家本	島根県古代 文化センター本	三井文庫本	西教寺本 (1650)	八雲軒本	廣岡 修訂
1	211	意宇	郡司	外少祠位上	外少祠位上	外少祠位上	外少初位上	外少初位上	外少初位上	外少初位上	外少初位上	修訂A
2	379	秋鹿	大野郷	王失	王失	王『亡』失	亡失	亡失	亡失	亡失	亡失	修訂A
3	379	秋鹿	大野郷	六失	六失	六『亡』失	亡失	亡失	亡失	亡失	亡失	修訂A
4	380	秋鹿	大野郷	命人	命人	命『今』人	今人	今人	今人	今人	今人	修訂A
5	429	楯縫	恵曇浜	雖	虫	虫『雖』	雖	雖	雖	雖	雖	修訂C
6	483	楯縫	禽獸	兎猴	兎猴	兎猴『狐』	兎狐	兎狐	兎狐	兎狐	兎狐	修訂A
7	489	楯縫	麻奈加比池	地	地	地『池』	池	池	池	池	池	修訂A
8	491	楯縫	長田地	長田地	長田地	長田地『池』	長田地	長田地	長田地	長田地	長田地	修訂A
9	503	楯縫	郡司	外位七位下	外位七位下	外位『從』七位下	外從七位下	外從七位下	外從七位下	外從七位下	外從七位下	修訂C
10	602	出雲	出雲大川	使	使	使『便』	便	便	便	便	便	修訂C
11	609	出雲	平原	侯	侯	候『族』	族	族	族	族	族	修訂C
12	642	神門	総記	高峯郷	高峯『岸』郷	高岸郷	高岸郷	高岸郷	高岸郷	高岸郷	高岸郷	
13	659	神門	八野郷	二百一十五歩	二百一十×歩	二百一十『十』×歩	二百一十×歩	二百一十×歩	二百一十×歩	二百一十×歩	二百一十×歩	修訂D
14	692	神門	神社	木在	木在	本『不』在	不在	不在	不在	不在	不在	修訂B
15	755	飯石	多弥郷	多弥	多弥	多弥『祢』	多祢	多祢	多祢	多祢	多祢	修訂B
16	801	飯石	通道	推買	推買	□□『權置』	權置	權置	權置	權置	權置	修訂A
17	863	仁多	通道	易女志少	易『男』女志『老』少	『男』女『老』少	男女老少	男女老少	男女老少	男女老少	男女老少	修訂A
18	869	仁多	通道	常	常	常『當』	當	當	當	當	當	修訂C
19	925	大原	城名樋山	故三	故三『云敷』	故三『云』	故云	故云	故云	故云	故云	修訂B
20	944	大原	屋代小川	士	士	士『出』	出	出	出	出	出	修訂B
21	955	巻末	通道	飯梨河	飯梨阿	飯梨□『川』	飯梨川	飯梨川	飯梨川	飯梨川	飯梨川	修訂A
22	967	巻末	通道	狂北道	狂北道	狂『枉』北道	枉北道	枉北道	枉北道	枉北道	枉北道	修訂B
23	991	巻末	軍団	熊谷	熊谷	熊『熊』谷	熊谷	熊谷	熊谷	熊谷	熊谷	修訂C
24	822	仁多	三津郷	田	田	田『田』	田	田	田	田	田	修訂B
25	579	出雲	神社	都弁目社	都弁目社	都弁目『自』社	都弁目社	都弁目社	都弁目社	都弁目社	都弁目社	修訂C
26	744	飯石	総記	支目真	支目真	支目『自』真	支目真	支目真	支目真	支目真	支目真	修訂C
27	829	仁多	三澤郷	生千已	生千已	生千『子』已	生千已	生千已	生千已	生千已	生千已	修訂B
28	882	大原	総記	別	別	別『捌』	別	別	別	別	別	出雲
29	995	巻末	烽	布目美	布目美	布目『自』美	布目美	布目美	布目美	布目美	布目『自』美	不明

【補注】『』は前の文字を修正した文字。「」は傍書、×は脱字。日御碕神社本の方法は「廣岡修訂」の項と対応する。修訂Aは刀子による削りと水消しの併用で、紙が薄くなった部分に和紙を貼り込む。修訂Bは文字全部を重ねて書く修正。修訂Cは文字の一部に加筆して修正。修訂Dは付訓に対応するもの。

各写本の詳細は、高橋周2023『『出雲国風土記』の写本と写本系統』（島根県古代文化センター編『出雲国風土記一校訂・注釈編一』、島根県教育委員会、2023年）参照。なお、三井文庫本は松平忠房（1619～1700）の旧蔵本で、これも初期の後継本である。

（三）校正の跡

両写本には校正の跡がある。日御碕神社本の校正について、廣岡氏は修正方法により「修訂A～D」に判別し、Aを尾張、BからDを出雲での「修訂」とする²⁰。しかしながら、日御碕神社本の後継本を見ると、校正された異同の継受は一樣ではなく、「修訂」の弁別は校正がなされた地域や時期と対応しないことは明らかである「表1」。そこで本稿では、廣岡氏による検討を²¹参考に次のように分類したい。

A 蓬左文庫本・日御碕神社本ともに校正する場合

1 蓬左・日御碕…加筆のみ

2 蓬左・日御碕…水消し（あるいは刀子）で削り、加筆

3 蓬左…加筆、日御碕…水消し（あるいは刀子）で削り、加筆

4 蓬左・日御碕…見せ消し符号「ヒ」を付し加筆

5 蓬左…見せ消し符号「ヒ」を付し、日御碕神社本との異同を傍書、日御碕…刀子で削り加筆

B 蓬左文庫本のみ校正する場合（↓日御碕神社本に対応するものを含む）

1 蓬左…水消し、加筆

2 蓬左…日御碕神社本との異同を傍書

C 日御碕神社本のみ校正する場合（↓蓬左文庫本に対応しないものを含む）

1 日御碕…刀子で削り加筆

2 日御碕…加筆のみ

A類は、蓬左文庫本・日御碕神社本ともに何らかの校正が認められるものである。A―1類には、嶋根郡郡司条358・359で、両写本とも少領の位階「外従一位上」の「一」、主政の位階「従一位下」の「一」に加筆して、それぞれ「外従六位上」、「従六位下」とする例がある²²。廣岡氏はこれを同時並行的な校正と捉え、日御碕神社本

の校正後に蓬左文庫本の校正が行われたとする。

A―2類には、榑縫郡郡司条503・504「勲東」で、両写本とも「東」をそれぞれ「業」とする例がある。⁽²³⁾ 廣岡氏は校正の墨色・筆跡が同じとし、これも日御碕神社本の書写時に同時に行われたとする。つまり、同氏によれば、日御碕神社本の書写時に、A―1・2類の方法で両写本の校正が行われたと理解できる。

A―3類には、神門郡郷名条647「本字最色」の「色」を校正する例がある。

A―4類には、神門郡高岸郷条663「甚書一夜」の例がある。両写本とも「書」字の「一」に見せ消ち符号「ヒ」を付けて、「書」に「一」を加筆して「畫」とする。廣岡氏はこの校正も両写本で同筆と見る。

また、A―5類には、仁多郡通道条863の例がある。「易女志少」について、日御碕神社本で「易」「志」を削り加筆して「男」「老」とする。一方、蓬左文庫本では「易」「志」それぞれに見せ消ち符号「ヒ」を付し、「男」「老」と傍書する。廣岡氏は日御碕神社本での校正の字と蓬左文庫本での傍書の字を同筆かとする。⁽²⁴⁾

A―4・5類ともに見せ消ち符号「ヒ」を用いており、これと同種の例に大原郡城名樋山条925がある。日御碕神社本は「三」字に加筆し「云」とし、蓬左文庫本は見せ消ち符号を付し「云坎」と傍書する。

B類は、蓬左文庫本のみに校正が認められるものである。

B―1類は、日御碕神社本との異同に対応させて蓬左文庫本で校正する例。仁多郡三澤郷条828「参向朝廷」の「参」で、日御碕神社本は「参」と記すが、蓬左文庫本は初め「叁」と書いた後、文字の一部を水消しし「参」と書く。蓬左文庫本の「叁」は細川家本・倉野家本の用字に近く、祖本に近い形と言えるが、この校正は蓬左文庫本が日御碕神社本に対応させたことを示す。

一方で、蓬左文庫本の書写段階での誤写への対応と見られる校正も多い。意宇郡郡司条210「業」、仁多郡横田川条855「六」などの例がある。⁽²⁵⁾ 修正後の字は他の写本と異ならないため、校正ではなく書写時の誤写の修正と分かる。その大半の誤写は

目移りなどによると考えられるが、嶋根郡朝酌郷条227「熊野大神命」の「神」字の修正は異なる。同字は初め「明」と誤写し、これを水消しし「神」と加筆したもので、これは「大明神」という書写者の念頭にあった知識を反映した誤写であることは明らかである。⁽²⁶⁾ 廣岡氏は蓬左文庫本を透き写し本とするが、透き写しであればかかる誤写は生じないのではなからうか。

B―2類は、蓬左文庫本と日御碕神社本で文字が異なり、その異同を蓬左文庫本で傍書する校正。神門郡総記642「高岸郷」の「岸」について、蓬左文庫本は「峯」、日御碕神社本は「岸」と記し、蓬左文庫本は「岸」と右傍書する。廣岡氏はこの傍書と日御碕神社本の本文「岸」を同筆と捉え、日御碕神社本の書写段階で蓬左文庫本に傍書したとする。

C類は、日御碕神社本のみに校正が認められるものである。書写段階の誤写の修正と見られる跡もあるが、これについては省略する。

C―1類は、日御碕神社本で刀子によって削り加筆して、蓬左文庫本と異なる字にする校正。嶋根郡盗道演条309では「志毘魚」の「志」について、蓬左文庫本の字形を修正する。同種の例に、意宇郡郡司条211「祠」(↓「初」*)、仁多郡通道条869「常有政」の「常」(↓「當」*)、卷末総記955「阿」?(↓「川」*)の例がある。⁽²⁷⁾

C―1類の大半は、廣岡氏の分類の「修訂A」に当たる。

C―2類は、日御碕神社本で加筆して、蓬左文庫本と異なる字にする校正。秋鹿郡恵曇演条429「虫」(↓「雖」*)、卷末総記991「能」(↓「熊」)、卷末総記995「目」(↓「目」)などの例がある。⁽²⁸⁾ また、出雲郡二江源条609では、「芳」に見せ消ち符号を付して「等」を右傍書する。C―2類の多くは廣岡氏が出雲での「修訂」としたBからDに当たるが、ほとんどの修正後の文字は日御碕神社本の後継本に継受されている(「表1」及び「*」印を付す異同を参照)。

このように両写本の校正の跡を見ると、B―1 / A・B―2 / Cの段階に整

理できる。つまり、B―1類は蓬左文庫本の書写段階、C類は日御碕神社本の書写段階あるいは書写後の校正に伴うと考えられる。

C類について注目されるのは、巻末驛路条985「去西」の「西」に付された訓「方」に対する校正で、C―1類に当たるとする。廣岡氏はこの校正を「修訂A」と判別するが、付訓が出雲で施されたとする立場から例外としている。⁽²⁹⁾この類例に神門郡日置郷条655「正東」に付された訓「ヨリ」が刀子で削られる例があり、廣岡氏はこれを「修訂D」の根拠としている。⁽³⁰⁾廣岡氏の判別が後継の写本の異同と対応しないことは先述した通りであるが、これらの訓の校正も後継の写本は継受しているのである。つまり、別稿で指摘したように、⁽³¹⁾付訓は林羅山によると考えられ、この訓の校正も羅山による蓋然性が高いのではなからうか。そうすると、C類には羅山による付訓に伴って校正されたものも含まれると考えられる。

それでは、A・B―2類はどの段階で校正されたのであろうか。両写本を兄弟本とすると、蓬左文庫本には日御碕神社本との異同に対応させた校正が見られることから、日御碕神社本を校正した同一人が同様の方法で蓬左文庫本に校正を加えたと考えられる。その場合においても、日御碕神社本での校正の方法には数種あるため、これを後に蓬左文庫本で再現するのは難しいと考えられ、両写本は同時に校正されたと見てよいのではなからうか。そして、その校正は杏庵の手によると考えられる。

おわりに―堀杏庵の書写活動と出雲国風土記―

最後に堀杏庵の書写活動を通して、杏庵が出雲国風土記を入手あるいは書写した経緯について考えてみたい。

杏庵は天正十三年（一五八五）に医師・堀徳印の長男として近江国安土で生まれた。⁽³²⁾幼少時に上洛し、十代には曲直瀬正純・玄朔から専ら医学を学んでいる。慶長十一年（一六〇六）に藤原惺窩から朱子学を学び、間もなく林羅山と交流を持ち始めたようである。慶長十六年（一六一一）、二十七歳の時、和歌山藩主浅野幸長

の招きで仕官した。この頃までの書写活動を見ると、医学書や漢書の書写が多い。

元和八年（一六二二）、三十八歳の時、招聘されて尾張藩主徳川義直に仕え、書写の対象に和書が増えていく。寛永二年（一六二五）には職人に命じて『扶桑略記』『百鍊抄』を写させ朱点を加え、同六年には『本朝文粹』の校訂と加点をし、同七年には義直に従って伊勢神宮へ参詣した際、義直が「神庫」から「神道三部書」「神祇書数十部」のうち「珍書数十部」を模写させる中で、杏庵も自ら「宝基本紀」「神祇本源」などを書写している。先掲の『御記録』には、同九年に天海から借用した書物の書写にも関わったとある。

さらに、日御碕神社本の寄進後も、同十三年に『万葉集註釈』『応永記』の書写と校訂、同十四年に『続日本紀』⁽³³⁾『日本文徳天皇実録』の書写と加点付訓、同十九年には再び『続日本紀』の書写と加点付訓を行っている。また、『杏陰集』には「古事紀」の跋文もある。時期は不明ながら、杏庵が『古事記』を「繕写」して駿河国総社・神部神社の志貴昌勝に与えており、同書も所持していたと分かる。

杏庵がいつ出雲国風土記を入手あるいは書写したのか判然としないが、義直に出仕した元和八年（一六二二）以降であろう。杏庵は京都に邸宅を持ちながら、尾張や江戸などへ頻繁に赴き、多方面に交友関係を持っていた。ただし、林羅山は日御碕神社本に仮名訓点を施す際には「別本」を所持していなかったとしており、⁽³⁴⁾少なくとも江戸の林家周辺の由来ではなかったと考えられる。おそらく、京都に由来するのではなからうか。特に注目できるのが、曲直瀬家である。嶋根郡の頭注に引用される『本草綱目』は、当時輸入された板本のみ知られており、所有は限られていた。その中でも、杏庵の師・曲直瀬玄朔は『本草綱目』を用いた医書を慶長十三年（一六〇八）に著しており、曲直瀬家では閲覧・書写ができる状況にあったと考えられる。

こうした杏庵の書写活動は、義直が正保三年（一六四六）に完成させた『神祇宝典』の前提となる古典籍蒐集の影響を受けたと考えられる。その動向の一つとして、

寛永三年に義直は杏庵を通して神龍院梵舜から「神書」「三代実録」七冊を借覧し、返却後に杏庵を使として梵舜に「神名帳」の神名について尋ねている⁽³⁵⁾。

この義直による古典籍蒐集について、注目されるのが次の史料である。

〔前略〕同乙酉、尾陽亜相召レ公講「史記・通鑑」談「日本書紀」、往還三四年、又集「本朝旧記秘録譜牒世系」、命「公撰写焉、亥亥変形贗真乱章者、尽釐正之」、元本留「家正本進」之、今見在「尾陽官府」(以下略)

右は「儒学教授兼両河転運使吉田子元状」と題される史料の一節である。角倉了以の嗣子・素庵(一五七一〜一六三三)の行状記で、杏庵がその没後の寛永十年(一六三三)に著したものである⁽³⁶⁾。

素庵は、朱印船貿易や京都の保津川・高瀬川運河などの河川開鑿事業に尽力した実業家であるとともに、藤原惺窩の門弟の儒学者であり、義直とも交友関係を持っていた。とりわけ、角倉本『続日本紀』(蓬左文庫蔵)は義直が進めた『類聚日本紀』編纂の予備作業として、素庵が校訂したものと指摘されている⁽³⁷⁾。

右の記事は、「尾陽亜相」(義直)が「公」(素庵)を招いて、数年にわたり史記・資治通鑑、日本書紀を講読し、「本朝旧記秘録譜牒世系」を素庵に命じて、「亥亥変形」(文字の変形)や「贗真」(誤字)、「乱章」(文章の乱れ)を校訂して、原本は所蔵先に留め、校正本を進上させたとする内容である。前半部は角倉本『続日本紀』の成立に関して素庵と義直の関係が窺える記述として取り上げられることが多い。一方で後半部(傍線部)に注目すると義直による蒐書や校正の姿勢が窺え、蓬左文庫本と日御碕神社本の書写校正とも重なる点がある。「元本留」家正本進「之」の方針は、まさに「堀氏本」と蓬左文庫本や日御碕神社本との関係に符合する。つまり、原本である「堀氏本」で校正が行われ、その転写本が進上されたのが蓬左文庫本であり、さらに改めて「堀氏本」が書写校正されたのが日御碕神社本と理解できるの

ではなからうか。

注

- (1) 日御碕神社蔵。影印は島根県古代文化センター編『出雲国風土記―地図・写本編―』(島根県教育委員会、二〇二三年)参照。本文と表に記す行番号は同書による。
- (2) 廣岡義隆「蓬左文庫本から日御碕本へ」、『蓬左文庫本 出雲国風土記』(影印／翻刻)、『塙書房、二〇一八年、初出は二〇一六年)。
- (3) 名古屋市蓬左文庫蔵。影印は前掲注(1)参照。
- (4) 高橋周「『出雲国風土記』の写本と写本系統」(島根県古代文化センター編『出雲国風土記―校訂・注釈編―』、島根県教育委員会、二〇二三年)。
- (5) 前掲注(2) 廣岡論文。
- (6) 『杏陰集』の原本は陽明文庫蔵。蓬左文庫にその影写本が架蔵されており、本稿はこれによる。なお、この史料については、田辺裕「徳川義直の神道研究」(『皇学論集 高原先生喜寿記念』、皇学館大学出版部、一九六九年)で紹介され、田辺氏は論文中で「発見」と評しているが、風土記研究の上で取り上げられることがなかった。
- (7) 「堀氏本」は現存しない。なお、この跋文は杏庵が蓬左文庫本に付すために作成したという見方もあるが、現に同書に跋文はない。その上、本稿で述べるように、日御碕神社本と蓬左文庫本とは本文や校正に相違があることを見ても、この跋文は親本としての「堀氏本」に付されたと考えるべきであろう。
- (8) 新井大祐「近世初頭における日御碕神社点描―別当恵光院順式の活動と寛永の造宮、そして林羅山との交流に至る―」(『國學院大學研究開発推進センター研究紀要』(二)、二〇〇八年)。
- (9) 國學院大學河野博士記念室蔵。「旧島根県史編纂資料 近世筆写編」二七に掲載。
- (10) 前掲注(8) 新井論文。
- (11) 徳川林政史研究所編『源敬様御代御記録』第二冊(八木書店、二〇一六年)。この記事は廣岡義隆氏が「蓬左文庫本『出雲国風土記』について」(『風土記考説』、和泉書院、二〇二二年)で紹介している。
- (12) ただし、廣岡氏は「御記録」の記事から、初めに写した「風土記」とは僧天海から借用の書物(書名の記載なし)を書写したもので、これを蓬左文庫本と推定し、二度目は蓬左文庫本を書写したと見るようである(前掲注(11) 廣岡論文)。しかし、『御記録』を通覧すると古典籍の書写に関わる記事はほとんど見られないことが注意され

る。寛永七年の伊勢参宮の際にも、義直は神庫から神道書を書写させているが、『御記録』には見えていない。抑も義直と天海の親交は厚く、『御記録』に天海に関する記事が頻出しており、書物の書写もその一つと捉えられる。したがって、義直による古典籍の書写は『御記録』の記事が全てとは言えないのである。

- (13) 義直の動向は『御記録』による。杏庵の動向は、鈴木健一「堀杏庵年譜稿」(『人文』一七号、二〇一三年) 参照。

- (14) 高橋周「近世前期における『出雲国風土記』写本の系譜―細川家本と出雲図書館本―」表4『古代文化研究』二八号、二〇二〇年) 参照。

- (15) 前掲注(14) 高橋論文・表5参照。

- (16) 前掲注(13) 鈴木論文。

- (17) 前掲注(11) 廣岡論文。

- (18) 前掲注(11) 廣岡論文。

- (19) 前掲注(2) 廣岡論文。

- (20) 前掲注(2) 廣岡論文。

- (21) 前掲注(2) (11) 廣岡論文。

- (22) その他、神門郡神社条692で「木在」の「木」に加筆して「不」とする例がある。

- (23) その他、楯縫郡草木条482「海榎」の「榎」(↓「榴」*)、楯縫郡郡司条502「物郡臣」の「郡」(↓「部」*)、出雲郡神社条583割注「石在」の「石」(↓「不」*)、卷末通道条957「朝酌渡」割注「後船」の「後」(↓「渡」*)の例がある。廣岡氏は楯縫郡482「海榎」、同郡502「物郡臣」を後次の校訂とする。*は修正後の文字が後継本に継受されるもの。以下、同じ。

- (24) 楯縫郡禽獸条483「猴」字について、日御碕神社本で削り「狐」字を加筆し、蓬左文庫本で「狐」字を傍書しており、この類型に近い。

- (25) その他、嶋根郡加賀川条267「四」、嶋根郡大嶋条308「議」、出雲郡漆治郷条526「志刃治」の「治」、仁多郡鳥上山条836「上」、仁多郡御坂山条839「堺」の例がある。

- (26) 出雲郡漆治郷条526「治」は「沼」字を修正したものであるが、同郷条に「沼」は見られない。同郡総記508には「漆沼」「志司沼」とあるため、これも知識を反映した誤写と考えられる。

- (27) その他、秋鹿郡大野郷条379「壬」(↓「亡」*)「六」(↓「亡」*)、同郡大野郷条380「命」(↓「今」*)、楯縫郡麻奈加比池条489「地」(↓「池」*)、同郡長田池条491「地」(↓「池」*)、神門郡八野郷条659「千」(↓「十」*)、飯石郡通道条801「堆買」(↓「權置」*)の例がある。

- (28) その他、楯縫郡郡司条503「位」(↓「從」*)、出雲郡神社条579「都弁目社」の「目」(↓「自」*)、出雲郡出雲大川条602「使」(↓「便」*)、出雲郡二江源条609「俟」(↓「族」*)、飯石郡郷名条744「目」(↓「自」*)、同郡多祢郷条755「弥」(↓「祢」*)、仁多郡三澤郷条822「田」(↓「由」*)、仁多郡三澤郷条829「千」(↓「子」*)、大原郡総記882「別」(↓「捌」*)、大原郡屋代小川条944「土」(↓「出」*)、卷末総記967「狂」(↓「枉」*)の例がある。

- (29) 前掲注(2) 廣岡論文。

- (30) 前掲注(2) 廣岡論文。

- (31) 前掲注(14) 高橋論文。

- (32) 以下、前掲注(13) 鈴木論文による。

- (33) 堀本『続日本紀』は所在不明。吉岡眞之「蓬左文庫本『続日本紀』の諸問題」(『古代文献の基礎的研究』、吉川弘文館、一九九四年、初出は一九九三年) 参照。

- (34) 前掲注(14) 高橋論文。

- (35) さらに、寛永三年十一月八日には、義直は杏庵を通して権中納言中院通村から『令集解』『令義解』を借用している(『中院通村日記』同日条)。

- (36) 素庵の遺児である玄紀と厳昭が杏庵に「素庵行状」の撰文を依頼し、これが木造碑に刻まれ、京都嵐山・千光寺大悲閣に建てられた(『特別展 没後三〇年記念 角倉素庵―光悦・宗達・尾張徳川義直との交友の中で―』、大和文華館、二〇〇二年)。

- (37) 吉岡眞之「角倉本『続日本紀』の諸問題」(『古代文献の基礎的研究』、吉川弘文館、一九九四年、初出は一九八七年)。

- (38) この記事は元和三年(丁酉)と寛永四年(丁卯)の記事の間にあるが、その間に「乙酉」はない。そのため、元和七年(辛酉)か寛永二年(乙丑)の誤写とする説がある(前掲注(37) 吉岡論文)。